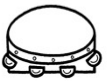




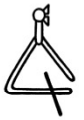
子ども・子育て支援新制度のあらまし



※この調査は、葛飾区が「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施するために行うものです。



◆子ども・子育て新制度が目指すもの◆



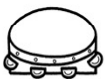
急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目指します。



乳児期には大切にされる経験を通して情緒の安定や他者への信頼感を育てること、幼児期には他者との関わりや基本的な生きる力を獲得すること、学童期には一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれること。そして、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指します。



保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行います。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として成長することを支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を行うことを目指します。



◆調査から施策への流れ(イメージ) ◆



保育・教育に対するニーズ等をアンケートで把握
→家族類型や働き方などにより分析

需要の調査・把握

調査結果やこれまでの施策等をもとに
葛飾区子ども・子育て会議で

「(仮称) 葛飾区子ども・子育て支援事業計画」の立案

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定子ども園、幼稚園、保育所
=「施設型給付」

小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者
=「地域型保育給付」

地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ(学童保育) 事業等



○ 妊婦健康診査

母子が安全な出産を迎えるために、妊婦さんが受診する妊婦健康診査（14回）と妊婦超音波検査（1回）の費用の一部を助成しています。

○ 母親学級・パパママ学級

初めて出産を迎える方を対象に、妊娠中の生活や出産・育児の話をする母親学級や、両親で助けあって子育てができるように実習も取り入れて学習するパパママ学級を保育所・保健センターで実施します。

○ 休日パパママ学級

平日に行う母親学級・パパママ学級に参加が困難な方のために休日のパパママ学級を開催します。



出産

○ 私立幼稚園2歳児の受入れ

私立幼稚園の入園年齢は満3歳の誕生日以降となっていますが、満3歳に達する年度の4月から2歳児の受入れが可能となっている私立幼稚園が7園あります。

○ 私立幼稚園預かり保育

私立幼稚園全園において、通常の保育時間以降や夏休みなどの3期休業中に園児を預かることができます。

○ 私立幼稚園園児保護者負担軽減助成

お子さんを私立幼稚園に入園させている保護者に対して幼児教育推進及び経済的負担を軽減するため、入園料と保育料に対して補助金を交付しています。補助金は世帯の課税状況（特別区民税所得割額）と家族構成により限度額を決定しています。（区内在住で区外の幼稚園に通う場合も対象となります。）

○ わくわくチャレンジ広場 登

対象：小学校1年生～6年生（学校によって異なる）

放課後等の小学校の施設を活用し、地域の方々の見守りのもと、子どもたちが、安全に自由に遊んだり学んだりスポーツしたりできる楽しい居場所です。活動を通して、学年の異なる子どもたちや地域の方々と交流することにより、自主性、社会性や創造性を育むことを目的としています。

○ 子ども医療費助成

区内在住で、健康保険に加入している15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童に対して、健康保険適用による自己負担分を助成します。食事療養標準負担額、差額ベッド代など対象とならないものがあります。



入学



妊娠期

乳幼児期

小学生

中学生

高校生

○ こんには赤ちゃん訪問事業

出生通知票をもとに、助産師・保健師が生後4か月になるまでのすべての赤ちゃんの家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にお答えします。

○ 育児学級（2か月児・5か月児）・育児グループ

育児学級は、保育の話や身体測定（2か月児）・離乳食の実演（5か月児）を行います。育児グループは、同じ月齢のお子さんを持つ親同士が集まり、保育の話や育児体験の交流等を行います。どちらも保健所・保健センターで実施しています。

○ 予約入園

公立保育園（18園）において、育児休業から職場復帰する時期に合わせて5～10月までの保育園入園を内定し、安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を支援します。

○ 多子世帯の保育料減免等

小学校3年生までの兄・姉を有する、認可保育園、認証保育所、家庭福祉員および幼稚園に預けているお子さんの保育料が減免されます。

認可保育園	・・・	第2子	：保育料を30～50%減額
		第3子以降	：保育料を無料
認証保育所	・・・	第3子以降	：4万円を限度に保育料を減額
家庭福祉員	・・・	第3子以降	：保育料を無料
公立幼稚園	・・・	第3子以降	：保育料を無料
私立幼稚園	・・・	第2子以降	：2万8千円を限度に保護者に対する補助金を増額

○ 一時保育 登

家庭での保育が一時的に困難となった就学前までのお子さんを保育園（公立保育園2園・私立保育園17園）の専用室で預かります。買い物・通院・介護など理由を問わず、原則9時から17時まで保育が必要な場合に利用できます。

○ 緊急一時保育

保護者が病気や出産のために入院したり、同居の家族の入院付き添いなど緊急の要件で保育が必要な場合に、一時的に保育園でお子さんを預かります。保育期間は、入院している間で原則1か月を限度としています。（保育園によりご希望に添えない場合があります。）

○ 訪問型保育（病後児保育・一時保育） 登

お子さんが病気の回復期で集団保育が困難な時期や、保護者や同居の家族の方の入院など、一定の要件に該当する場合に、自宅に訪問して保育を行います。（病気の急性期には保育できません。）

○ 病児保育・病後児保育 登

区内在住で、区内及び他の区市町村にある保育施設（認可保育園・認証保育所・保育室・家庭福祉員）に預けている就学前までのお子さんが、病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な時期に、専用の保育室（病児保育1施設・病後児保育7施設）で預かります。

○ 休日保育 登

保護者の就労や病気などのために、休日に家庭での保育が困難となったときに、保育園（公立保育園6園・私立保育園1園）でお子さんを保育します。

○ ショートステイ・トワイライトステイ 登

対象：2歳以上15歳（中学生）以下

保護者が仕事や入院で一時的に宿泊を伴う保育が必要な場合や、22時までの保育が必要な場合に施設（児童養護施設1か所）で保育を行います。（連続で利用できる日数には上限があります。）

○ かつしかファミリー・サポート・センター 登

子育ての手助けが必要な方（ファミリー会員）と子育てを手伝ってあげられる方（サポート会員）による会員制の育児支援ネットワークです。安心して子育てができるように、保育園への送迎や子どもの預かりなどが必要な場合、センターがサポート会員を紹介します。
ファミリー会員の対象：6か月～小学校3年生までの児童の保護者

○ ふれあい体験保育

実施月：毎年5・6月、9～2月

満1歳以上のお子さんと保護者の方が保育園の園児たちと一緒に遊んだり育児などに関する相談ができます。すべての公立保育園（43園）で実施していますが、利用日の5日前までに予約が必要です。

登・・・利用には事前の登録が必要です。

ここでは、主な事業を紹介しています。詳細はお問い合わせください。（裏面参照）

知りたいこと・困ったことがあるときは…
各種相談窓口等のご案内

◇ 妊娠・出産のこと

- ・子ども総合センター
3602-1387
- ↓妊娠・出産どうしようコール
3602-1391

◇ 児童館のこと

- ・育成課管理係
5654-8293-8265
- (または各児童館へ
直接お問い合わせください)

◇ 保育のこと

- (入園、緊急一時保育、延長保育など)
- ・子育て支援課保育相談係
5654-8278-8279
- (または各保育施設へ
直接お問い合わせください)

◇ 幼稚園のこと

- ・教育委員会学務課学事係 (公立)
5654-8460
- ・育成課管理係 (私立、補助金)
5654-8266
- (または各幼稚園へ
直接お問い合わせください)

◇ 学童保育クラブのこと
(入会のことなど)

- ・子育て支援課保育相談係
5654-8277-8278
- (または各学童保育クラブへ
直接お問い合わせください)

◇ わくわくチャレンジ広場のこと

- ・教育委員会
地域教育課放課後子ども事業係
5654-8483-8485

◇ 医療費助成・児童手当のこと

- ・子育て支援課児童手当係
5654-8294-8298

◇ 子どもと家庭に関する
総合相談

- ・子ども総合センター
3602-1386
- ↓児童虐待通報相談専用電話
3602-1389
- ・金町子どもセンター
5660-0004(相談専用電話)

◇ 育児相談

- ・児童館・保育園・幼稚園・子育てひろば・保健所・保健センターなどの各施設、民生委員・児童委員、主任児童委員など
- ★所在地・電話番号などは「わたしの便利帳」または葛飾区公式ホームページで
- ★地域の民生委員等については福祉管理課地域福祉係(5654-8244)

◇ アレルギー相談

- <食物や乳幼児のアレルギー>
- ・葛飾区保健所 3602-1274
- ・各保健センター
- <環境>・生活衛生課環境衛生担当係
3602-1242
- <ぜん息>・地域保健課公害保健係
5654-8564

◇ 発達相談

- ・子ども総合センター
3602-1388

◇ 児童相談

- ・足立児童相談所
3854-1181

◇ 歯科相談

- ・保健所健康推進課歯科保健担当係
3602-1268

◇ 女性のための悩みごと相談

- ・男女平等推進センター
5698-2211

◇ 母子家庭・父子家庭
に関する相談

- ・子育て支援課母子相談係
5654-8276

ここでは相談先の一列を記載していますが、
相談内容によって適切な機関を
紹介しています

